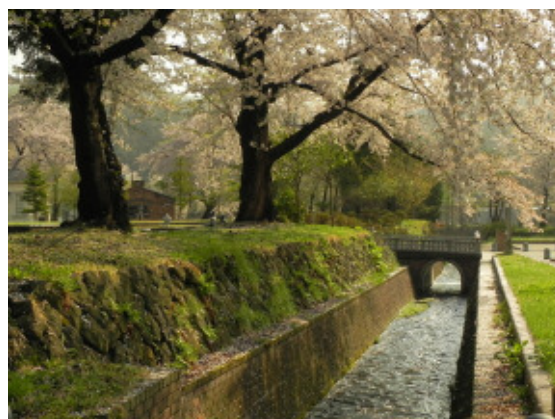


小坂都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(都市計画区域マスタープラン)



平成 25 年 11 月
秋田県

小坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

※都市計画法の改正（H23 年 8 月 30 日法律第 105 号）により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）で定める事項は

- 一 区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
- 二 都市計画の目標
- 三 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

の順番になりましたが（都市計画法第 6 条の 2 第 1 項第 2 号）、当マスタープランでは、構成上の理由から二、一、三の順番で記載しております。

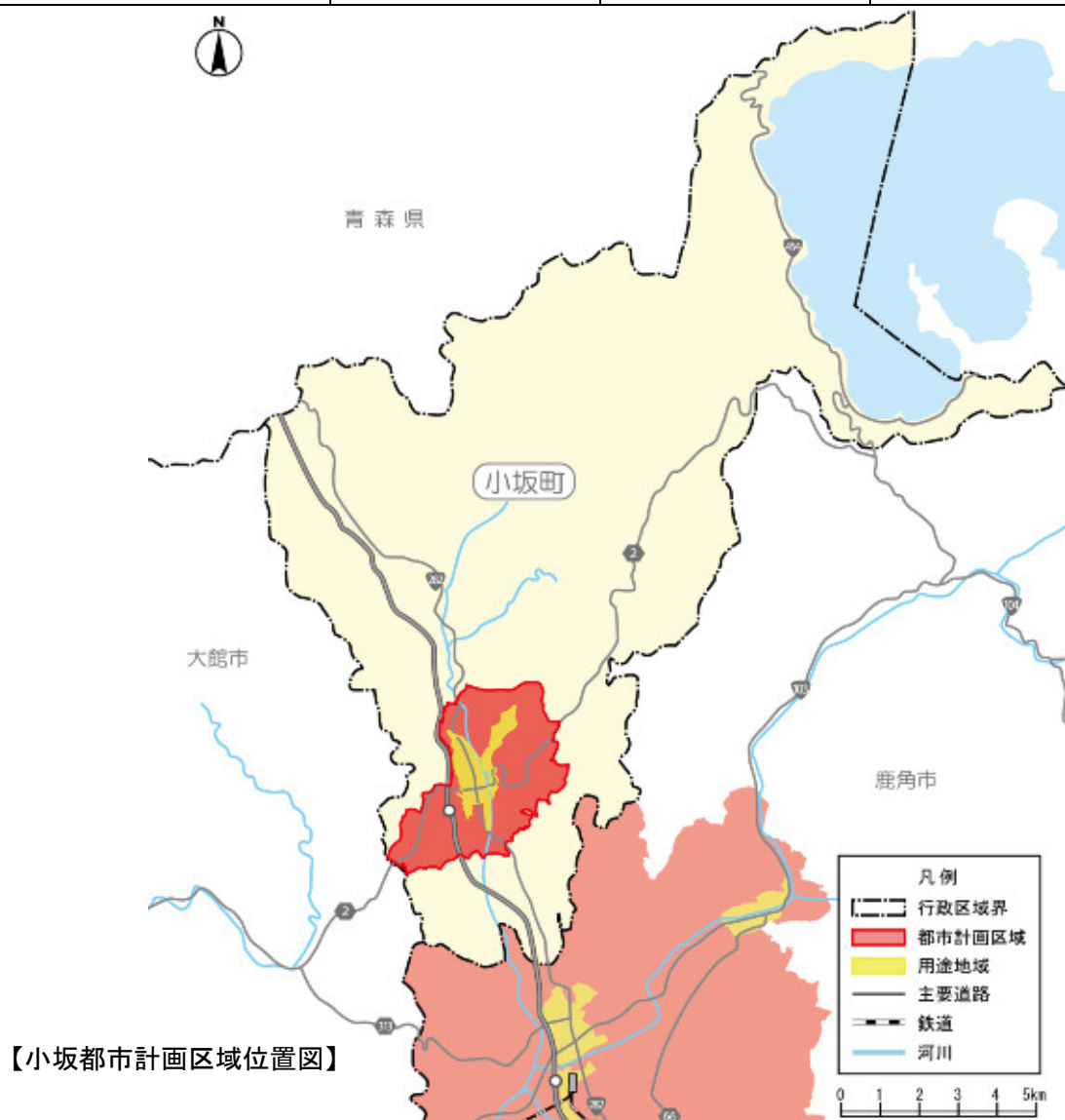
1. 都市計画の目標	1
(1) 基本的事項	1
1) 都市計画区域の名称・範囲及び規模	1
2) 目標年次	1
(2) 広域都市圏の将来像	2
1) 鹿角広域都市圏の概況	2
2) 鹿角広域都市圏の位置づけ、役割等	2
3) 鹿角広域都市圏の将来像	3
4) 鹿角広域都市圏の目標	3
(3) 都市づくりの基本理念	5
1) 都市計画区域の位置づけ、役割等	5
2) 都市計画区域の将来像	5
3) 都市計画区域の目標	6
(4) 目標とする市街地像	7
(5) 社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針	9
2. 区域区分の決定の有無	10
3. 主要な都市計画の決定の方針	11
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	11
1) 主要用途の配置の方針	11
2) 土地利用の方針	12
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	14
1) 交通施設の都市計画の決定の方針	14
2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	17
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	20
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	20
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	21
1) 基本方針	21
2) 主要な緑地の配置の方針	22

1. 都市計画の目標

(1) 基本的事項

1) 都市計画区域の名称・範囲及び規模

都市計画区域名	都市名	範囲	面積
小坂都市計画区域	小坂町	行政区域の一部	1,186ha



2) 目標年次

本区域マスタープランは、おおむね 20 年後の将来都市像を展望して定めるものとし、目標年次を平成 42 年とする。

ただし、「区域区分の決定の有無の方針」に関する事項については、おおむね 10 年後の将来予測を行った上で定めるものとし、目標年次を平成 32 年とする。

（２）広域都市圏の将来像

１）鹿角広域都市圏の概況

鹿角広域都市圏は、北東北３県のほぼ中央、秋田県の北東部の鹿角盆地に位置し、鹿角市と小坂町の１市１町から構成されており、鹿角都市計画区域、小坂都市計画区域の２つの都市計画区域が指定されている。

南端には八幡平、北端には十和田湖が神秘的な姿を横たえ、雄大な自然環境と豊富な温泉群に恵まれた地域であり、国内外から多数の観光客が訪れている。

また、古くから培ってきた鉱業技術を活用し、環境リサイクル産業への転換が図られている他、鉱山の産業遺産群を活用した観光施策も推進されている。

交通面では、東北自動車道や整備中の日本海沿岸東北自動車道及び隣接圏域にある大館能代空港により、広域交通ネットワークの形成が図られている。

２）鹿角広域都市圏の位置づけ、役割等

このような概況を踏まえ、本広域都市圏の位置づけ、役割等を次のとおりとする。

①北東北の人、モノ、文化、情報が集まる交流拠点

広域交通ネットワークの整備が進められており、秋田県の北の玄関口として、北東北の人、モノ、文化、情報が集まる交流拠点としての役割を担う。

②豊かな自然資源と歴史ある産業を活かした国際的な観光拠点

知名度の高い八幡平や十和田湖、あるいは史跡尾去沢鉱山や小坂鉱山事務所等の近代化産業遺産群といった観光資源は国内外から観光客を集めており、県内有数の広域観光拠点として位置づけられる。

③豊かな自然と調和した伝統の産業技術を活かすエコタウン

鉱業を中心とした伝統の産業技術を活かし、自然環境と産業技術が調和したエコタウンが形成されており、資源循環型のまちづくりを先導する地域としての役割を担う。

3) 鹿角広域都市圏の将来像

このような位置づけ、役割のもと、おおむね 20 年後の本広域都市圏の将来像を次のとおりとする。

**まちと自然・文化が調和し、
人びとの交流がさかんで地域産業が躍動する広域都市圏**

4) 鹿角広域都市圏の目標

本広域都市圏の将来像の実現に向け、目標を次のとおりとする。

①広域交通ネットワークの強化と交通結節機能の向上

北東北 3 県における県域を越えた広域的な交流・連携を促進するため、東北自動車道、日本海沿岸東北自動車道、大館能代空港などの広域交通ネットワークの維持・強化を図るとともに、これらを結ぶ交通結節機能の向上を目指す。

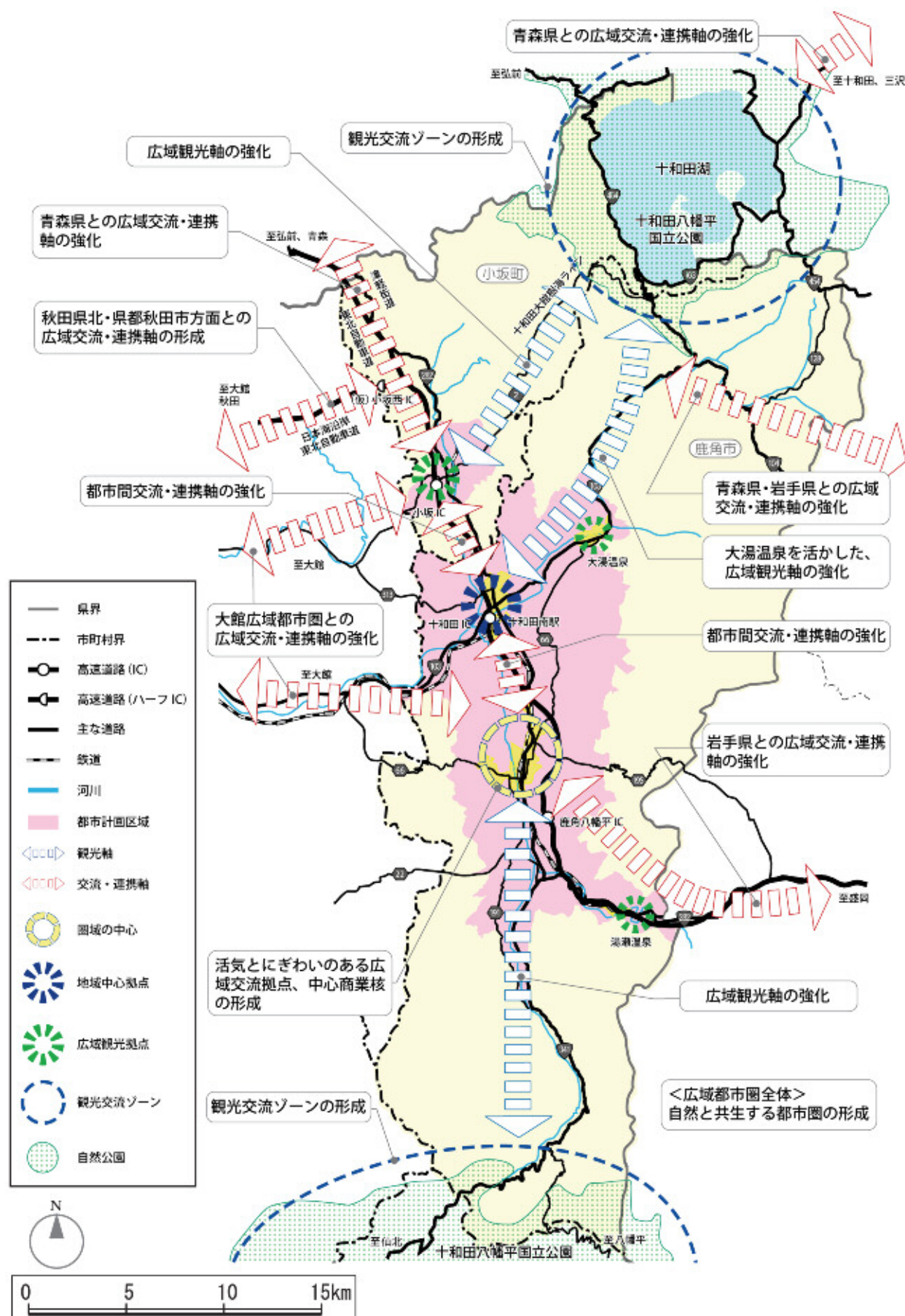
②広域観光拠点の育成と、これらを連携させる観光ルートの形成

全国有数の観光地である八幡平や十和田湖、あるいは近代化産業遺産群といった観光資源のさらなる活用を図り、観光拠点を育成するとともに、観光拠点間のネットワーク充実による広域観光ルートの形成を目指す。

③自然と共生する都市圏の形成

豊かな自然環境を次世代に継承し、ゆとりある生活の実現を図るため、自然環境の保全・活用を図るとともに、資源の有効利用などにより環境負荷を軽減しながら「まち」と自然が調和した都市圏の形成を目指す。

◆鹿角広域都市圏将来図



(3) 都市づくりの基本理念

1) 都市計画区域の位置づけ、役割等

小坂都市計画区域は、秋田県北における拠点都市として、長い歴史のなかで特色ある産業・生活・文化が育まれており、近年では、産業遺産を活用した観光施策や、鉱業技術を活用した環境リサイクル産業などが展開されている。

このようなことから、個性的で魅力ある観光資源を活かし、また環境と共生する暮らしやすい都市として位置づける。

2) 都市計画区域の将来像

本区域の位置づけ、役割を踏まえ、おおむね 20 年後の将来像を次のとおりとする。

「秋田県北の拠点となる、個性あふれる環境・観光都市」

長い歴史のなかで特色ある産業・生活・文化が育まれている秋田県北の拠点都市として、これらの地域資源を大切にしながら、十和田湖を始めとした豊かな自然環境と暮らしやすい生活環境を結びつけ、訪れた人にやさしさや懐かしさを感じさせる「個性あふれる環境・観光都市」を目指す。

3) 都市計画区域の目標

本区域の将来像の実現に向け、目標を次のとおりとする。

①国際的な交流がいきづく元気な都市づくり

本区域は、県内でも広域交通ネットワークが整った地域であり、長い歴史のなかで育まれた自然や産業、文化を活かして人々の交流を図り、国内はもとより、国際的な交流がいきづく元気な都市づくりを目指す。

②エコタウン・バイオマスタウンとして、環境と人にやさしい都市づくり

鉱業の先端技術を活かし、資源循環型社会の構築を担うとともに、環境負荷の少ない、循環を基調としたエコライフ・エコビジネスに取り組むことにより、「エコタウン」「バイオマスタウン」として環境と人にやさしい都市づくりを目指す。

③機能的で快適な暮らしやすい都市づくり

商業、医療・福祉、公共サービスなどの都市機能を中心市街地にコンパクトに配置し、機能的で快適な暮らしやすい集約型の都市づくりを目指す。

(4) 目標とする市街地像

都市づくりの基本理念を踏まえ、目標とする市街地像を次のとおりとする。

1) 「国際的な交流がいきづく元気な都市づくり」に向けた市街地の形成

豊かな自然や産業、文化を活かしながら、国際交流や観光拠点などの維持・向上を図るとともに、区域内外との交流を促進する広域交通ネットワークの形成を図る。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①国際交流、技術研修を通じた人材育成機能の維持・向上（金属鉱業研修技術センター）②中心部における観光拠点の形成（明治百年通り周辺）③広域交通ネットワークの形成（日本海沿岸東北自動車道など） |
|--|

2) 「エコタウン・バイオマスタウンとして環境と人にやさしい都市づくり」に向けた市街地の形成

鉱山産業の蓄積を活かしたリサイクル産業が進展しており、地球環境にやさしい産業の発展を目指すとともに、山林や河川などの豊かな自然環境の保全に取り組み、自然環境と共生した居住環境を形成する。

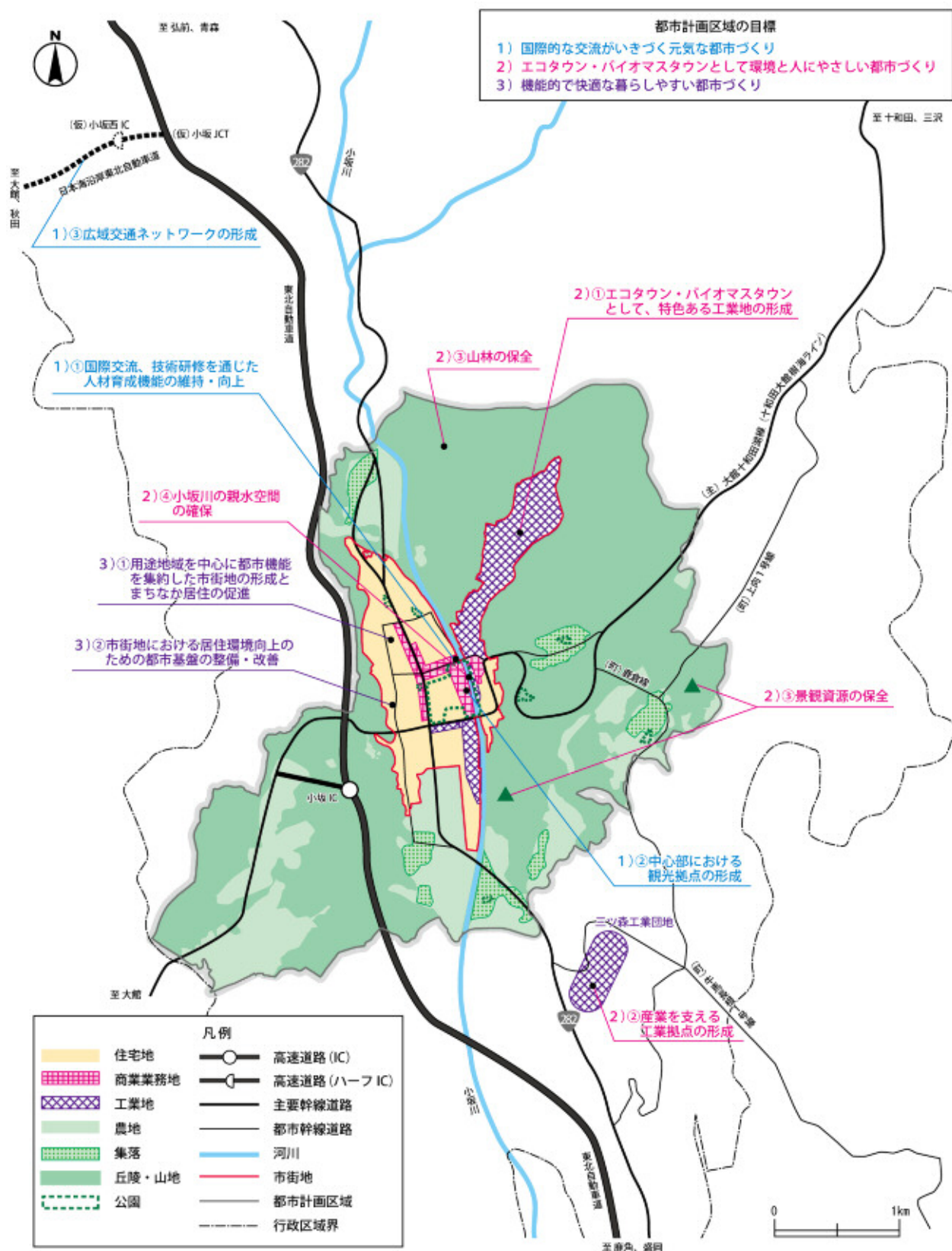
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①エコタウン・バイオマスタウンとして、特色ある工業地の形成（小坂製錬など）②産業を支える工業拠点の形成（三ツ森工業団地）③山林や景観資源の保全（煙見山^{けむみやま}、高寺山^{たかでらやま}など）④小坂川の親水空間の確保（明治百年通り周辺） |
|--|

3) 「機能的で快適な暮らしやすい都市づくり」に向けた市街地の形成

買い物や医療・福祉などの利便性が高く、歩いて暮らすことのできる市街地の形成を図るとともに、災害に強く、安心して暮らせる快適な居住環境づくりを推進する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①用途地域を中心に都市機能を集約した市街地の形成とまちなか居住の促進②市街地における居住環境向上のための都市基盤の整備・改善 |
|---|

目標とする市街地像



（５）社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針

本区域を取り巻く社会的な課題に対して、都市計画としての取り組みの方針を、以下のとおりとする。

①安全・安心で快適な都市づくり

少子高齢化・過疎化が進展する中で、誰もが安心して暮らせる都市環境を形成していくことが求められている。

このため、地域コミュニティの維持、施設のバリアフリー化の推進、冬期における除雪対策の充実など、高齢者や子育て世代が安全・安心で快適に暮らせる都市づくりに取り組む。

②災害に強い都市づくり

地震や豪雨等の自然災害から市民の暮らしを守るとともに、市街地における防災性の強化といった災害に強い都市づくりが求められている。

このため、建築物の耐震化の促進や防災機能を備えた公園等の適正な配置を進めるとともに、狭隘な道路の改善や河川の適切な維持管理、災害時の避難システム等のソフト対策の充実により、災害に強い都市づくりに取り組む。

③住民と行政が一体となった都市づくり

地方分権の時代と言われ、住民の価値観やライフスタイルが変化するなかで、地域固有の自然、歴史、文化などを見つめ直し、行政と住民が明確なまちの将来像を共有していくことが求められている。

このため、住民と行政が一体となって、個性ある都市づくりに取り組む。

2. 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の有無

本区域には、区域区分を定めない。

区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

本都市計画区域、1,186haのうち、用途地域を指定しているのは約16%程度であり、これまで区域区分を定めていない。

用途地域指定は、市街地のほぼ全域をカバーしており、計画的な市街地の誘導が図られてきた。用途地域外については、農業振興地域又は森林地域などによる土地利用規制により、現状では市街地の拡大は見られない。

人口・産業面を見ると、鉱山の閉山などの影響により、人口・商業販売額は減少傾向、工業製品出荷額は横ばい傾向であることから、将来的な土地利用にも既成市街地内で収容が可能であると推測される。

開発動向については、近年、観光産業やリサイクル産業など、あらたな産業活性化方策が進められているが、大規模な土地需要が発生するプロジェクト等は見込まれていないほか、用途地域外における新築件数は低く推移している。

これらのことから、今後無秩序に市街地が拡大する可能性は低く、現状の法制度の枠組みのもとに「良好な環境を有する市街地の形成」「緑地等自然的環境の整備または保全」に配慮していくものとし、本区域においては区域区分を定めない。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域は鹿角盆地の北側に位置し、区域の東及び西側は緑豊かな丘陵地に囲まれる山間盆地となっている。区域の中央部を小坂川と国道 282 号が縦断しており、それに沿った形で南北に長い市街地がコンパクトに形成されている。

本区域の土地利用は、これまで鉱山中心に進められてきた歴史があり、これが現在の土地利用に反映され、用途地域のうち約 3 割が工業系となっている。近年、鉱業の停滞などにより人口流出が続き活力が低下していること、また、土地の有効利用が図られていないことなどが土地利用上の課題である。

今後は、都市の活力を回復し、「個性あふれる環境・観光都市」を形成していくため、産業蓄積を活かした魅力ある観光拠点の形成や、新たな産業の支援に取り組む必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の土地利用に関する主要な都市計画の決定の基本方針を次のとおりとする。

1) 主要用途の配置の方針

①商業・業務地

金属鉱業研修技術センターなどの業務施設、また国道 282 号沿道に住民の日常生活を支える商業施設が立地している^{ふるだて}古館・^{くりたい}栗平などの中心市街地は、今後も商業・業務機能の集積を図るため、商業・業務地として配置する。

②工業地

先進的なサイクル産業の拠点となっている小坂製錬は、今後も周辺の自然環境に配慮しながらその機能の維持・充実を図るため、工業地として配置する。

③住宅地

^{ふるだて}古館・^{くりたい}栗平などの中心市街地の北部に広がる既成市街地は、住民の日常生活を支える住宅を供給する役割を果たしてきたが、老朽化が進んでいる住宅もあるため、その機能の更新を図りながら区画道路や公園などの都市基盤を整備していくことが課題である。

今後もライフスタイルの変化や高齢社会に対応した安全で利便性の高い良好な住宅地の形成を図るため、商業・業務地と近接した中層の住宅地として配置する。

新町・^{しもこさか}下小坂などの中心市街地の南部地区は、周囲田園環境と調和した戸建て中心の住宅地として配置する。

2) 土地利用の方針

①用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

明治百年通りの周辺地区では、「都市再生整備計画」に基づき、康楽館をはじめとする歴史的建造物や小坂川の水辺空間などを活かした街並み景観の形成とともに、景観を重要視した商業機能の充実が進められている。

そのような商業地に隣接する住宅地においては、商業機能と共存した利便性の高い住宅地として、用途の複合化を図る。

②居住環境の改善又は維持に関する方針

区域内の既存住宅地との調整を図りながら公営住宅の建て替え等を促進し、バリアフリー等にも配慮しつつ新たな居住環境の形成に取り組む。

③都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域の中心に位置する小坂中央公園は、明治百年通りにおける歴史的街並みや住民のスポーツ・レクリエーションの場として整備がなされているが、今後は「都市再生整備計画」に基づき、観光客が歴史や文化を体感できる場としても整備を進め、住民・観光客にとって憩いと安らぎの場となる緑地の形成を図るとともに、その風致の維持に努める。

④優良な農地との健全な調和に関する方針

起伏に富んだ地形である本区域にあって、小坂川に沿って広がる^{おいなつぼ}大稲坪などの地区は貴重な水田地帯となっているため、その優良な農地の保全を図る。

⑤自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

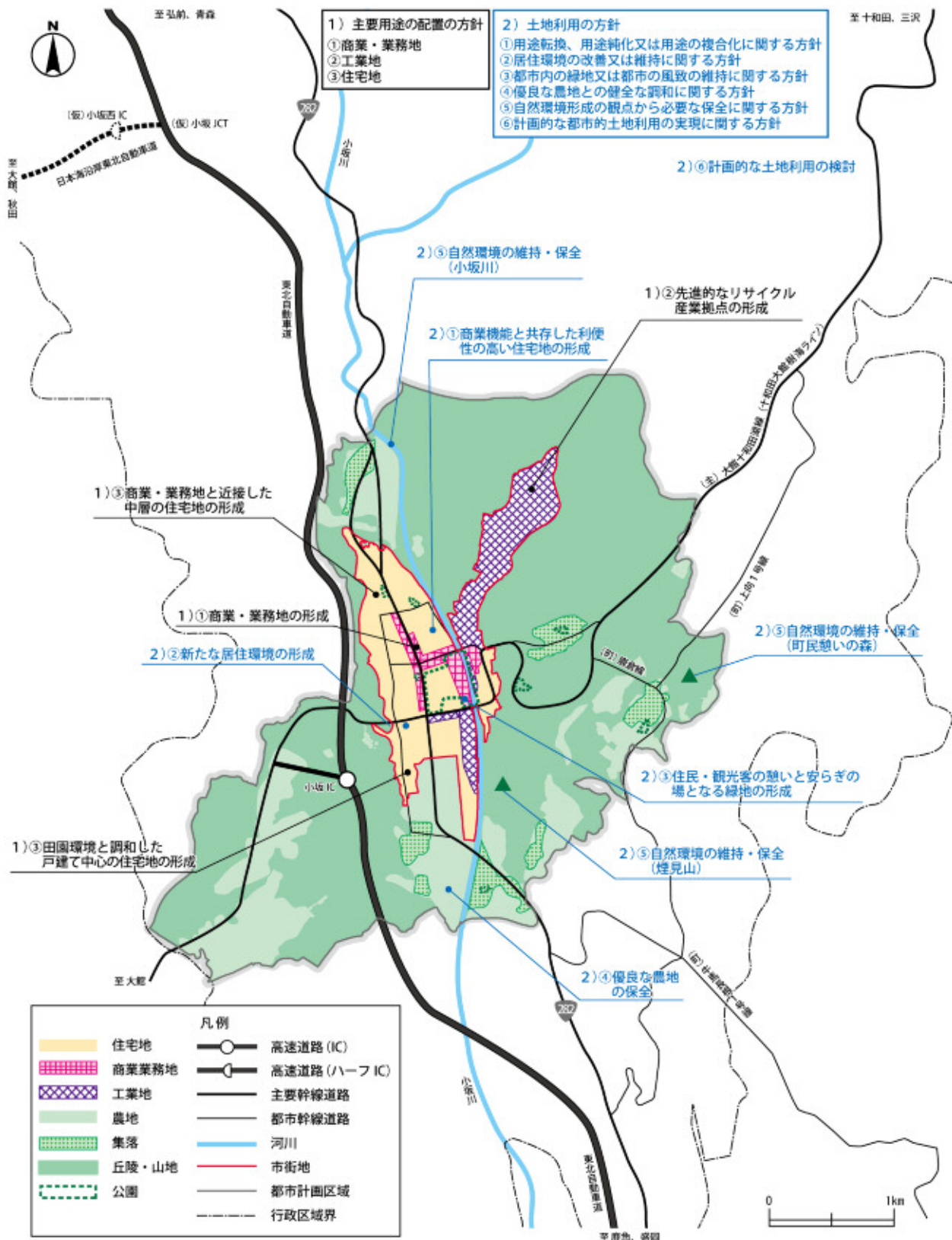
小坂川、^{けむみやま}煙見山、町民憩いの森及びその周辺などは、身近で豊かな自然環境であり、美しい自然景観を提供している。

豊かな自然環境と都市環境が調和した都市を実現するために、今後ともこれらの自然環境を維持・保全する。

⑥計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

本区域は広域交通ネットワークが充実しており、そのメリットを活かし、物流施設などの土地利用を検討する。

土地利用方針図



(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

①基本方針

本区域の交通網は、自動車専用道路として東北自動車道、主要幹線道路として国道 282 号、主要地方道大館十和田湖線があり、それぞれ本区域の南北、東西の交通動線を形成している。現在、日本海沿岸東北自動車道が整備中であり、今後（仮）小坂 JCT で東北自動車道に接続されることにより、県北地域さらには県都秋田市方面との連絡が強化されることとなる。

また、冬期の安全な交通の確保や歩行者が安心して利用できる道づくり、バスなどの公共交通の維持・充実により、環境と人に優しい交通体系を構築していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、本区域の交通施設の都市計画の決定の基本方針を次のとおりとする。

ア. 広域的な交流・連携を促進する道路網の形成

広域的な交流・連携を促進するために、広域交通ネットワークの更なる充実や、市街地内への接続路線の整備など、道路網の形成を図る。

イ. 都市を支える道路網の形成

都市内の交流・連携の促進、また産業活動を支えるため、区域内の拠点を結ぶ道路網の形成を図る。

ウ. 公共交通機関の維持・充実及び歩行者交通への配慮

高齢社会へ対応するため、バスなど公共交通機関の維持・充実に取り組むとともに、歩行者が安心して通行できるよう、歩道空間の確保、バリアフリー化等に配慮する。

エ. 都市計画道路の見直し

長期未着手の都市計画道路や、土地利用の変化等により必要性が低くなっている都市計画道路は、合理的に見直すものとする。

②主要な施設の配置の方針

基本方針を踏まえ、主要な道路の配置方針を次のとおりとする。

道路種別	配置の方針
ア. 自動車専用道路	広域的な交流・連携を促進するため、自動車専用道路として次の路線を配置する。 ・東北自動車道 ・日本海沿岸東北自動車道
イ. 主要幹線道路※1	区域内外の交流・連携を支えるため、主要幹線道路として次の路線を配置する。 ・国道 282 号 ・(主) 大館十和田湖線
ウ. 都市幹線道路※2	主要幹線道路を補完する、都市幹線道路として次の路線を配置する。 ・(町) うわむき 上向 1 号線 ・(町) かくら 鹿倉線 ・(町) うし ま な がね 牛馬長根 1 号線 ・(都) えいらくちよう 永楽町線 ・(都) こうよう 向陽線 ・(都) にがたけいわさわ 苦竹岩沢線

※1 主要幹線道路：都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連絡し都市に出入りする交通及び都市内の地域間相互の交通を集約して処理する役割を担う道路を示す。

※2 都市幹線道路：都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する役割を担う道路を示す。

Map of the Katsuragi River area in Osaka Prefecture, showing the planned urban area and road network. The map includes the Katsuragi River, major roads like the Nishikatsuragi Expressway and National Route 282, and various interchanges and junctions. A legend in the bottom right corner defines the symbols for bicycle专用道路, main trunk roads, and urban trunk roads, as well as symbols for rivers, urban areas, urban planning areas, and administrative boundaries. A scale bar indicates 0 to 1 km.

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

①基本方針

<下水道>

本区域の公共下水道は、米代川流域下水道に接続し、生活排水処理整備構想に沿って整備が進められているが、平成 23 年度末現在の公共下水道普及率は 48.5%と、県平均の普及率 59.6%を下回っており、普及促進が課題となっている。

このような状況を踏まえ、本区域における下水道の都市計画の決定の基本方針を次のとおりとする。

ア. 公共下水道の計画的な整備推進

快適な住民生活、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、生活排水処理整備構想に基づき、下水道の整備を体系的に進める。

<河川>

本区域の中心部を北から南に流下する小坂川は住民の生活に身近な存在となっており、憩いやレクリエーションの空間としても利用されている。

過去に小坂川及びその支川で浸水被害が発生しており、防災上の機能を確保しながら、自然環境や景観に配慮した川づくりを進めていくことが課題である。

このような状況を踏まえ、本区域における河川の都市計画の決定の基本方針を次のとおりとする。

ア. 小坂川等の保全と活用

小坂川等については、治水機能の維持や水質保全、良好な自然環境の保全に努めるとともに、地域住民だけでなく観光客にも親しまれる川づくりを目指し、市街地内にゆとりと潤いのある親水空間の形成を図る。

②主要な施設の配置の方針

＜下水道＞

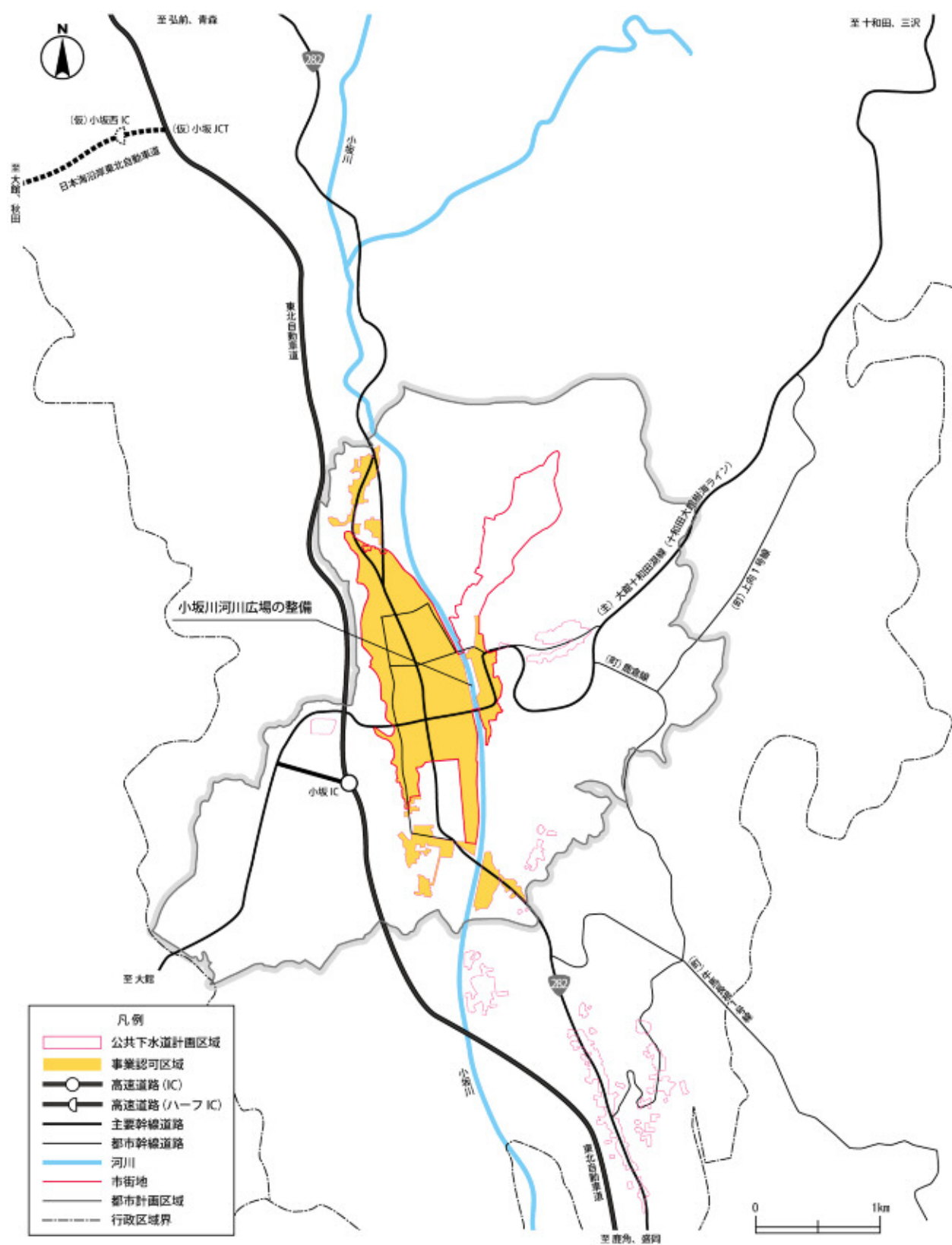
本区域の公共下水道は分流式とし、区域中心部の市街地は、米代川流域関連公共下水道を配置し、鹿角処理センターで処理を行う。

今後は生活排水処理整備構想に基づき、整備の進捗状況を見ながら排水区域の拡大を検討する。

＜河川＞

本区域の中心部を北から南に流下する小坂川は、明治百年通り周辺地区において地域住民や観光客の憩いの場となる河川広場を整備する。

下水道及び河川の配置方針図



（３）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

１）主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域では、小坂製錬とともに歩んできた歴史から、昭和 30 年代に建設された公営住宅なども残っており、老朽化した集合住宅の建て替えが課題として挙げられる。

これらの地区について、必要に応じて市街地開発事業の適用を検討する。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本区域は、周囲に十和田湖を始めとした豊かな自然環境が存在しており、区域内においても町内を一望できる煙見山^{けむみやま}や高寺山^{たかでらやま}など、シンボルとなる地域資源が点在している。また、市街地の中心部には、住民のスポーツ・レクリエーションの場であるとともに、観光客が歴史や文化を体感できる場として小坂中央公園の整備が進んでいる。

今後も、豊富な自然資源を活かしたまちづくりを行うため、これらを保全しながら快適な都市環境の形成を進めることが課題である。

このような状況を踏まえ、本区域における自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の基本方針を次のとおりとする。

①都市の骨格となる緑地の保全

小坂川や市街地の周囲に広がる丘陵地の緑地は、都市の骨格を形成する緑であり、生活に潤いを与える貴重な空間となっているため、その維持・保全を図る。

②市街地をとりまく優良農地の保全

市街地縁辺部に分布する農地は農業生産の基盤であり、また田園風景は区域の景観資源となっているため、その維持・保全を図る。

③都市内緑地の整備・創出

小坂中央公園等、都市公園は、快適な都市環境を構成するとともに、災害時における避難地としての防災機能を有することから、その維持・充実を図る。

④歴史・文化としての緑地の保全・活用

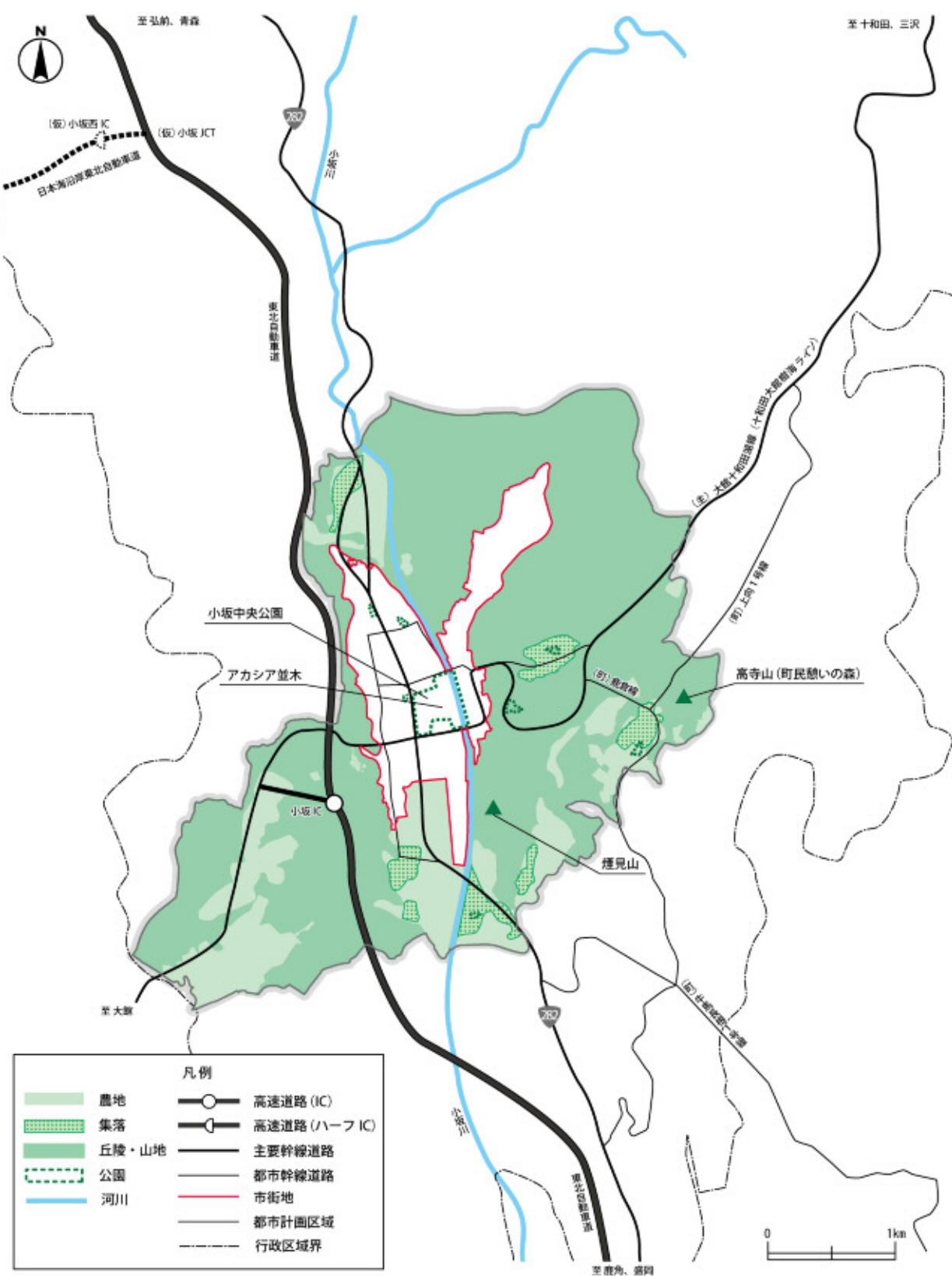
地域の歴史・文化を象徴する史跡や遺跡、街並みの保全・整備・活用を図るとともに、その周辺の緑地を保全し、地域の歴史・文化の継承に取り組む。

2) 主要な緑地の配置の方針

主要な緑地の配置については、緑地の機能から、環境保全系統、景観構成系統、レクリエーション系統、防災系統及び歴史・文化系統の5つの系統に分類し、次のように配置する。

緑地の系統	地区名等	緑地等の配置方針、概要等
①環境保全系統	・丘陵地 ・小坂川河川敷	丘陵地、小坂川を都市の骨格となる環境保全系統の緑地として位置づける。
②景観構成系統	・ けむみやま 煙見山 ・ たかでらやま 高寺山 ・小坂川河川敷	市街地が一望でき景観上のポイントとなっている けむみやま 煙見山や たかでらやま 高寺山、また周辺の緑地と一体となって象徴的な景観を形成している小坂川を本区域のシンボルとなる景観構成系統の緑地として位置づける。
③レクリエーション系統	・小坂中央公園 ・町民憩いの森	スポーツ・レクリエーションの場として利用されている小坂中央公園、また余暇活動や森林浴の場として活用されている町民憩いの森をレクリエーション系統の緑地として適切な規模で位置づける。
④防災系統	・各街区公園 ・小坂中央公園	防災避難場所となる都市公園を防災系統の緑地として位置づける。
⑤歴史・文化系統	・アカシア並木のある明治百年通り及び周辺の緑地	アカシア並木のある明治百年通り及び周辺の緑地を歴史・文化系統の緑地として位置づける。

自然的環境の配置方針図



発行・編集

秋田県建設部都市計画課（調整・都市計画班）

TEL 018-860-2445

FAX 018-860-3845

E-mail toshikeikakuka@pref.akita.lg.jp

URL <http://www.pref.akita.jp/tosi/>